

映画館での盗撮映像が業界に与えるダメージは甚大だ。

映画制作には多額の資金が必要だが、劇場公開後のビデオ・DVD販売といった2次利用、テレビ放映などの3次利用を含めて、息長く投資を回収する仕組みで支えられている。

しかし、公開直後に盗撮映像が出回ると、その後の興業収入やテレビ視聴率、DVD売上げなどすべてに悪影響が及びかねない。日本での違法コピー被害額は年間800億円にのぼるとの試算。

全国興行生活衛生同業組合連合会（全興連）は、1月1日付で、映画館での盗撮防止や青少年の深夜徘徊防止などを目的に、全国で150人に指導員を委嘱。高所から館内を見渡すなどして盗撮防止に目を光らせている。

最初の盗撮のチャンスとなる試写会での盗撮防止にも力が入る。米国で「宇宙戦争」の試写会に参加した産経新聞記者は、入場に際して金属探知器をくぐらされ、身体検査を受けた。携帯電話は預かれ、隠し撮りに使うビデオカメラを見つけるため、暗視ゴーグルを付けた警備員が配備されていた。

日本でも、「マトリックスリローデッド」の試写会では荷物検査があり、パソコンの持ち込みが禁止された。監視員も配置されていた。違うのは法的対応である。

米国では盗撮がみつかり、家庭娯楽著作権法に基づき25万ドル以下の罰金または3年以下の懲役に処される可能性がある。しかし、日本の著作権法は盗撮に対し無力だ。映画館で三脚を立ててビデオ撮影していれば罰せられて当然と思えるだろうが、現行の著作権法は、家庭や限られた範囲で個人的に楽しむ「私的使用」なら、承諾を得なくても複製が認められる。つまり、商用目的でなければ映画館で盗撮しても法によって罰せられないわけだ。